平成２８年（フ）第５２号
群馬県太田市龍舞町1896番地10　レオパレスエンゼル111号
債務者　新井　理香（旧姓橋本）
1　決定年月日時　平成28年５月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月12日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２８年（フ）第１５号
静岡県周智郡森町三倉1080番地の２
債務者　梅田　延子
1　決定年月日時　平成28年５月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月12日まで
静岡地方裁判所掛川支部破産係

平成２８年（フ）第１０９号
愛知県丹羽郡扶桑町大字柏森字辻田371番地　ＩＺＵＭＩ　Ｃ―207号
債務者　工藤　孝弘
1　決定年月日時　平成28年５月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月12日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２８年（フ）第６９号
滋賀県彦根市東沼波町972番地４（205号）、前住所滋賀県彦根市八坂町1956番地５（２―216号）
債務者　磯部さとみ
1　決定年月日時　平成28年５月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月12日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２８年（フ）第２７号
山口県周南市大字徳山8405番地　きさんの里
債務者　山本　　醇
1　決定年月日時　平成28年５月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月12日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２８年（フ）第３０号
山口県光市島田２丁目９番11号
債務者　岡田　秀男
1　決定年月日時　平成28年５月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月12日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２８年（フ）第３１号
山口県光市島田２丁目９番11号
債務者　岡田ハツヱ
1　決定年月日時　平成28年５月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月12日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２８年（フ）第８１号
鹿児島県鹿児島市玉里団地３丁目46番８―41号
債務者　仲　　博隆
1　決定年月日時　平成28年５月13日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月12日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２８年（フ）第７号
京都府亀岡市千代川町小林北ン田14番地８　カーサＮ３号
債務者　松島　一恵
1　決定年月日時　平成28年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月13日まで
京都地方裁判所園部支部破産係

平成２８年（フ）第３２０９号
東京都足立区青井６丁目21―12―301
債務者　山本有桐子
1　決定年月日時　平成28年５月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月５日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月５日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３２１１号
東京都東久留米市下里２丁目15―６
債務者　西山　隆男
1　決定年月日時　平成28年５月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月５日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月５日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３２６１号
東京都足立区足立４丁目６―５　あさひコーポ第２　102
債務者　鈴木　一子（旧姓落合）
1　決定年月日時　平成28年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月５日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月５日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３２６２号
東京都足立区竹の塚５丁目５―14―202
債務者　佐々木すみえ（旧姓土屋）
1　決定年月日時　平成28年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月５日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月５日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３２６３号
東京都江戸川区松島２丁目39―18―201
債務者　長屋　　匡
1　決定年月日時　平成28年５月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月５日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月５日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３２６７号
東京都東久留米市滝山３丁目10―８―301
債務者　宮崎　　聡
1　決定年月日時　平成28年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月５日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月５日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３２７２号
東京都杉並区阿佐谷北６丁目９―11―103
債務者　永山　由比
1　決定年月日時　平成28年５月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月５日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月５日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３２７４号
東京都中央区月島４丁目３―19―204
債務者　新井　英子
1　決定年月日時　平成28年５月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月５日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月５日午前10時
東京地方裁判所民事第20部